

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①誤って市区町村に課税権を有する者の課税資料が提出された場合は、速やかに当該市区町村に回送する記載をした処理を統一したマニュアルを定め実施している。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ③大田区ホームページ等で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、正確な情報の入力を促している。			十分である	・税務事務で使用される個人情報を取り扱うルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 ・大田区ホームページ等で、区民に対して個人番号の提出が必要な者の要件を明確にすることで適切に対象者の特定個人情報の入手を図る。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①本人又は本人の代理人、国税庁及び市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び市区町村としか繋がっていないことから、国税庁及び市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ②給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からeLTAXシステムで入手する場合、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。 また、eLTAXの利用にあたり、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 さらに、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 ③公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。 ④国税庁から所得税申告書等データを入手する際は、国税庁が大田区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ⑤市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。				
				システム以外	①必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を整備している。 ②市区町村等から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、処理内容を整備したマニュアルを定め実施している。 ③個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ④申告書・届書等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。				

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の収集の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。	-			
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム		
項番	評価基準		措置				評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由	
－	リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク									
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】		システム以外	①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認（身分証明書の提示・委任状の提出）が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明している。 ③窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定めている。 ④セキュリティ研修又は新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、又は区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定めている。 ⑤課税資料から税務システムへの入力の際には、複数人でチェックを行っている。 ⑥国税庁で確認された確定申告書データを国税連携システム（利用にあたってはユーザIDとパスワードによる認証を設けている）を介して受領している。 ⑦電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ⑧本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者からeLTAXシステムで入手する場合、申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示しており、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出している。 ⑨国税庁、他市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	【区民情報系システム（税務）等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。	－					

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①申請受付の際は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。 ③電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ④本人又は本人代理人からeLTAXシステムで入手する場合、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名により確認する。 ⑤給与支払者、公的年金等支払者又は国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の本人確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑥国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ⑦地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。			
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認がとれない場合、該当者が大田区に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(運転免許証、パスポート等)、官公署発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ③大田区に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)に係る書類の提示を求め、本人確認を徹底する。 ④電子で入手する個人住民税申告書は個人住民税申告ポータルにて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ⑤本人又は本人の代理人からeLTAXシステムで入手する場合、税務システムは、統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から税務システムに登録する際に、真正性確認をするルールを定め実施している。 ⑥給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑦国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。) ⑧地方税外部連携システム(eLTAX)で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される。	-			
7	特定個人情報の正確性確保の措置 の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】		システム以外 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認している。 ③課税資料等が不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠出来る保管庫に格納している。 ④本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者からeLTAXシステムで入手する場合、審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管している。 ⑤国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。 ⑥国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び他市区町村に委ねられている。 ⑦地方税外部連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた他市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び他市区町村に委ねられている。	-			
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。	-			
8	・その他の措置の内容	-	【措置の内容】		-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
－	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口で本人又は代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接收受する。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送で本人又は代理人が申請する場合は、区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 ⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って、適切に管理された鍵で施錠し保管する。 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合には、厳罰とされている。			十分である	・業務で使用する個人情報保管・廃棄のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ④マイナポータル申請管理への接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 【eLTAXシステム】 ①本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からeLTAXシステムで入手する場合、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 ②国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ③市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ④国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。				
－	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク								
10	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－			－	

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用								
-	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク								
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ④審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-			
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①事務に必要な情報項目(大田区情報公開・個人情報保護審議会又は大田区情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ⑤審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-			十分である
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。
・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。

以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。
・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。

以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。 ②自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ③パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ④職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。 ⑤審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。 ⑥審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。		行っている	十分である
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。 ②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の利用には、生体認証(顔認証)、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。 ②審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得している。			
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。課税課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。 ③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。 ④審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。 また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。		行っている	
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。			
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。		行っている	
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。			
				システム以外	①課税資料等には通し番号を印字し保管することで、特定個人情報の使用の記録としている。適切に管理された鍵で施錠可能な保管庫にて法定年数である7年間保管する。			
・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。								

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得している。	-	記録を残している		
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:従業員が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施しいる。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、従業員が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。				
－	リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。 ②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「データ移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定め実施している。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。				
－	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	システム	－	－			－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
－	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。 ④国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 ⑤地方税共同機構は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されている。 ⑥毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。	－			
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。	－	制限している		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 【eLTAXシステム】 ①特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ管理者が定めており当該要員以外のアクセス権、ユーザIDは発行していない。 ②アカウントは個人に割り付けられており当該要員しか特定個人情報ファイルにアクセス出来ない。アクセス権限を持った者もセキュリティ教育を定期的に受けており、あらかじめ承認された手順に従った作業以外は行わない。	－			
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	－	記録を残している		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 【eLTAXシステム】 ①認定委託先事業者ではサーバにおける操作ログを記録管理している。	－			
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－	定めている	十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)を設けること	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－			
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。	－	定めている		
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。	－	定めている		

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	-	十分に行っている		
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		-	

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)								
-	リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク								
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①特定個人情報記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならない。 ※eLTAXシステムの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。	-	記録を残している	十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。
			システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ②審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ③審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。 ④国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。	-				
33	特定個人情報の提供・移転に関する ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①特定個人情報記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。 ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。 ③審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ④国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ⑤国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	-	定めている		
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク								
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①通常のデータの提供・移転は庁内連携ネットワーク(区民情報系基盤システム)のみで行っている。 ②連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステム改修・データ連携を行う。 ③税情報の提供依頼が他課からある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などを明記して依頼することとしている。 ④大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定め実施している。 ⑤国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	－		十分である	・税情報の提供依頼がある場合には、依頼する他課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などの明記を求めている。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えい等を防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①生体認証(顔情報)及びパスワードによる認証を行っている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。 ④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)を使用して、本人又は本人の代理人及び給与支払者に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いて、ログインする際には生体認証(顔認証)、利用者ID及びパスワードの確認を行っている。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ②審査システム(eLTAX)を使用して、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことはできない。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ③国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	－			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク								
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①通常のデータの提供・移転は情報ネットワーク又は区民情報系基盤システムのみで行っている。 ②課税資料において、自治体への回送については、対象自治体をリスト化し、誤送信を防止している。 ③国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。	－		十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をした情報項目(提供が必要な項目)のみをデータレイアウトに定義し、設計している。(システムにおける措置として記載。) ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)を使用して、本人又は本人の代理人及び給与支払者に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。 また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ②審査システム(eLTAX)を使用して、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供している。 また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ③国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	－			
－	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								
37	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－		－	－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続								
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク								
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。	-		十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①税務システムに個人住民税課税台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの個人住民税課税台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照会が必要な仕組みになっている。 これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑥どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。	-			
-	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク								
		情報提供ネットワークシステムとの接続におい		システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 ・自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ・パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。	-			・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
39	リスクに対する措置の内容	で、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウイルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアへの対策を講じている。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど			十分である	務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、届出者に確認している。 ②課税資料情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書・申告書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ③届出書・申告等の帳票類については、定められた保管庫に適切に管理された鍵で施錠し保管され、一定期間保管する。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、課税資料情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。 ③情報連携機能では、情報連携主務省令第2条表に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
－	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断をしている。 ③窓口にて記載された届出書・申告書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って適切に管理された鍵で施錠し保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置している。 ②アクセスできる端末をネットワークシステムの設定により限定している。 ③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ⑥税務システムのネットワークは、外部インターネット環境とは物理的に隔離された環境にある。 ⑦回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑧職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。				

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク5:不正な提供が行われるリスク								
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	－			
－	リスク6:不適切な方法で提供されるリスク								
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼動前に動作検証を実施する。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムにて相手を認証して情報を提供している。	－			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAXシステムは情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をする内容に連携するデータ項目も明示し、承認等を得た後にシステム改修・データ連携を開始している。 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により賦課情報を作成・修正することで対応している。	－	十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転することを防いでいる。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	－		
－	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
45	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－		－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	7. 特定個人情報の保管・消去								
-	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A					政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報をはじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。	-	十分に整備している	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し	-	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	-	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち出し禁止 ・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②課税資料等の帳票類・電子データの管理について、放置の禁止や適切に管理された鍵による施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・適切に管理された鍵によるラックでの施錠管理などの物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。	-	十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。 ②認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。	-	十分に行っている		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	-			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。	-	十分に行っている		
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。	-			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①情報セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順を以下のように定めている。 ・情報セキュリティ事故を発見した場合は、発生日時、事故・障害のあった対象、事故・障害の状況、業務への影響等を以下のルートで連絡・報告し、必要な措置を講じる。 第一発見者 ⇒ 当該係長 ⇒ セキュリティ対策担当(課税課税務事務調整係長) ⇒ 課税課長 ⇒ 区民部長及び情報政策課長 ・業務への影響を最小限にとどめるための代替手段を講じ、その旨を関係各機関に周知する。 ・事故・障害の情報を情報セキュリティ事故・システム障害報告書に記録し、発生後一定期間保管する。 ②認定委託先事業者での事故発生時はマニュアルを作成しメール及び掲示板にて周知及び事故への対策を行っている。	-	十分に行っている		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	-	-			
			【再発防止策の内容】	システム以外	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	-	保管している		
				システム	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	-			
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	個人住民税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク								
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。 ③eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。			十分である	・データを最新ののものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 【eLTAXシステム】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。				
-	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク								
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。 ③審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。		定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。				
59	その他の措置の内容		【措置の内容】	-	-				
-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク								
60	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。	-			-

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②届出／申請内容や本人確認書類による確認を厳格に行う。 ③システム入力後も届出書と入力内容に齟齬がないか厳格な照合を行う。 ④本人確認書類は、身分証明書等(運転免許証・パスポート等)を用いる。	-			
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、地方税外部連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて市区町村としか繋がっていないことから、市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、地方税外部連携システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	-			
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②申告書・申請等の様式について、届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。 ③窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。	-		十分である	・税務事務で使用される個人情報を取り扱うルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。	-			
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
－	リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク								
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明する。 ②窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定め実施している。 ③軽自動車検査協会や運輸支局から入手する軽自動車税申告書(報告書)による個人情報(個人番号を含まない)は、配達記録が残る郵送方法と、二輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会や運輸支局からLGWANを経由して入手する。税務システムへのデータ移動は区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等 に書き出しは行わない。郵送で收受したものは、收受日に帳票の受領確認書を発送元宛てにFAXすることにより、收受の有無を速やかに連絡している。 ④軽自動車検査協会や運輸支局から入手した、個人情報が記載されている軽自動車税申告書(報告書)は、適切に管理した鍵で施錠可能な保管庫にて管理することにより、紛失などによる情報漏洩を防止している。データで收受する個人情報は、ID・パスワード等で認証を行い、アクセス権限を持つ課税課の担当者のみが利用可能とする端末で保存・管理することで情報漏洩を防止する。 ⑤セキュリティ研修又は新人・異動者向けの研修において、窓口・郵送等の届出の受け取り、または区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定め実施している。 ⑥市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、特定個人情報の入手元である市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを確認している。			十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。				

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①申請受付の際は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。 ③電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル)にて本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカード又は顔写真入りの身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者等及び個人番号確認書類の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認がとれない場合、該当者が大田区に住所をもつ者であれば、税務システムによる宛名管理システムと照合し、個人番号の確認を徹底する。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ③大田区に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、顔写真入り身分証明書類(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証に係る書の提示を求め、本人確認を徹底する。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)で大田区宛てに照会される情報は、照会回答を行う市区町村が、対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ⑤電子で入手する納税通知書等の電子通知希望申請はeLTAX(通知ポータル)本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。	－			
				システム	①住民記録システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携される	－			
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。 ②軽自動車税情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書/申請書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ③課税資料等の帳票類については、定められた保管庫に適切で管理された鍵で施錠保管され、一定期間保管する。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である市区町村に委ねられている。	－			
				システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。	－			
8	・その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口で本人又は代理人が来庁する場合は、予め決められた窓口で職員が対面して申告書などを直接收受する。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送で本人又は代理人が申請する場合は、大田区のホームページ・区報・ガイドブックなどで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 ⑤窓口にて記載された届出書/申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に大田区の規定に従って、適切に管理された鍵で施錠し保管する。 ⑥地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏えい等をした場合においては、厳罰とされている。	-	十分である	・業務で使用する個人情報保管・廃棄のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から地方税外部連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ②地方税外部連携システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。 ③通知IFSへの接続は、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	-		
-	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク							
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用								
-	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク								
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-			
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①事務に必要な情報項目(大田区情報公開・個人情報保護審議会又は大田区情報セキュリティ部会より承認等を得た項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告するルールを定め実施している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ⑤地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-		十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。
・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。

以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。 ②自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ③パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ④職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。 ⑤地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。 ⑥地方税外部連携システム(eLTAX)の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。	－	行っている	十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。 ②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。	－			
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に情報政策課にて税務システムにアクセス権限の設定を反映する。設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。 ③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。 また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。	－	行っている		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。	－			
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。	－	行っている		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。	－			
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①課税資料等には、帳簿及び書類つづりを作成しなければならないルールを設けている。適切に管理された鍵で施錠し保管庫にて廃車・消滅等の申告を受けてから5年保存	－	記録を残している		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。	－			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル				システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置						評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
	18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:従業員が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。 ・対象情報システムは、課税業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(宣誓書、勤務条件通知書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、従業員が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業員が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。				
－	リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。 ②外部記憶媒体にデータをコピーする場合、「情報資産移動申請書兼記録簿」を作成の上、外部記憶媒体管理者の許可を得るルール及び手順を定め実施している。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、アクセス管理を行い、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。				
－	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	システム	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ① スクリーンセーバーやログオフ機能を利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。 ② 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に配置する。 ③ 個人情報が表示された画面のハードコピーの取得については、事務処理に必要となる範囲に留め、使用後は直ちにシュレッダーでの破砕処理を義務付けている。				－

別記第4号様式の2（第4条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
－	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
－	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。 ③システム運用・保守の外部委託先（IDC受託事業者）に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。	－		十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。	－	制限している		
				システム	【区民情報系システム（税務）等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	－			
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	－	記録を残している		
				システム	【区民情報系システム（税務）等】 ①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。	－			
25	特定個人情報ファイルの提供ルール（委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること（委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法）	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－	定めている		
26	特定個人情報ファイルの提供ルール（委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること（委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法）を設けること	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－			
27	特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報の消去について」を明記した契約を締結している。 ②契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。	－	定めている		
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。	－	定めている		

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①個人情報の取扱に関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「再委託」に関するセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(課税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。 ③再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	-	十分に行っている		
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			-

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)							
-	リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク							
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①特定個人情報が記録された紙媒体を持ち出す場合は管理簿に必要事項を記載しなければならないルールを定めている。また、現状実務において外部記録媒体は使用していない。 ※eLTAXの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。	-	記録を残している	十分である
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①税務システムを使用した情報提供は行っていない。 ②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。	-		
33	特定個人情報の提供・移転に関する ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①特定個人情報が記録された紙媒体や外部記録媒体を持ち出す場合はセキュリティ管理者へ申請し承認を得なければならない。また、管理簿によりチェックしている。 ②事務に関係のないシステムとの接続による不正な提供・移転を防止するために、他のシステムと接続する場合、連携するデータ項目を大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会報告後にシステムの接続やデータ連携を行う。 ③地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	-	定めている	
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		
-	リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①税情報の提供依頼がある場合には、目的・概要、記録項目などを確認したうえで、内部で決定を取り、紙文書にて回答している。 ②大田区情報セキュリティ部会の承認を得て、大田区情報公開・個人情報保護審議会に報告をしたシステム以外と接続してはならないルールを定め実施している。 ③地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	-		十分である
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①税務システムを使用した情報提供は行っていない。 ②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 【eLTAXシステム】 ①地方税外部連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	-		
-	リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク							
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移	【措置の内容】	システム以外	①軽自動車税の課税台帳を作成・修正する毎に別の担当が作成・修正内容を確認・照合することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により軽自動車税の課税台帳を修正することに対応している。 ③他自治体や警察などからの書面による特定個人情報の照会については、相手方の所定様式に基づき回答し、必要以上の特定個人情報を提供しないようにしている。また、相手方に回答文書を発送する前に、誤った特定個人情報を提供していないか再度確認している。 ④地方税外部連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。	-		十分である

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
		転するリスクに対する措置を講じること		システム	【区民情報系システム(税)等】 ①税務システムを使用した情報提供は行っていない。 ②eLTAXシステムを使用した情報提供を行う場合も、操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①地方税外部連携システム(eLTAX)を使用して、市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	-			以上のことから、誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		-	-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	※eLTAX(地方税外部連携システム)は情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ③申告書・届書等の様式について、申請者・届出者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定め実施している。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。	-		
				システム	【区民情報系システム(税)等】 ①税務システムに軽自動車税管理台帳に必要な情報以外は登録できないよう対策している。 ②庁内からの軽自動車税管理台帳の入手にあたっては、庁内連携機能の制御機能にて、予め許可された業務・システムに限定された業務外の情報の入手が行われないようにしている。 ③情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報連携機能上で情報提供許可情報と照会内容の照会許可情報との照合が必要な仕組みになっている。 これにより番号法で定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ④職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを 방지、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、目的外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑤操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても目的以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ⑥どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。	-		
-	リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク							
		情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスク		システム以外	※eLTAX(地方税外部連携システム)は情報提供ネットワークシステムと接続しない。 ①適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 ・自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ・パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。	-		・個人情報入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
39	リスクに対する措置の内容	て、安全が保たれない方法によって特定個人情報 の入手が行われるリスクに対する措置を講じ ること	【措置の内容】	システム	【区民情報系システム(税)等】 ①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した 行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確 保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ご とに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区 画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セ キュリティを十分に担保したうえで、専用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェ ア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF (Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの 導入により、不正アクセス及びマルウェアへの対策を講じて いる。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログな ど			十分である	務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、安全が保たれない方法によって入手が行わ れるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル		システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報の不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	－ －		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手した特定個人情報の不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
－	リスク4:入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク							
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	－ －		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
－	リスク5:不正な提供が行われるリスク							
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	－ －		－	－
－	リスク6:不適切な方法で提供されるリスク							
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 システム	－ －		－	－

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-	<div></div>	-	
				システム	-	-			
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-	<div></div>	-	

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	7. 特定個人情報の保管・消去								
－	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
46	①NISC政府機関統一基準群	N/A					政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報ははじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。	－	十分に整備している	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し	－	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	－	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち出し禁止 ・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②課税資料等の帳票類・電子データの管理について、放置の禁止や適切に管理された鍵による施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・入退室管理・適切に管理された鍵によるラックでの施錠管理などの物理的対策を講じている。	－	十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。	－	十分に行っている		
				システム	【区民情報系システム(税務)等】 ①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	－			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。	－	十分に行っている		
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。	－			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①情報セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順を以下のように定めている。 ・情報セキュリティ事故を発見した場合は、発生日時、事故・障害のあった対象、事故・障害の状況、業務への影響等を以下のルートで連絡・報告し、必要な措置を講じる。 第一発見者 ⇒ 当該係長 ⇒ セキュリティ対策担当(課税課課税担当係長) ⇒ 課税課長 ⇒ 区民部長及び情報政策課長 ・業務への影響を最小限にとどめるための代替手段を講じ、その旨を関係各機関に周知する。 ・事故・障害の情報を情報セキュリティ事故・システム障害報告書に記録し、発生後一定期間保管する。	－	十分に行っている		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	－	－			
			【再発防止策の内容】	システム以外	－	－			
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	－	保管している		

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
				システム	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	-			
56	その他の措置の内容		-	【措置の内容】	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	軽自動車税課税台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク								
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。)②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。③eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。	－		十分である	・データを最新のものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税)等】①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。	－			
－	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク								
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。	－	定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(税)等】①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	－			
59	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			
－	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク								
60	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。	－			－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止する ための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止する ための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の 目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要か つ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②大田区に住所を有する者の情報については、住民基本 台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人 あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の 提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われ ていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の本人 確認を行っている。 ③窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目 的を説明している。 ④窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行え ないルールを定め実施している。	-		十分である	・個人情報の収集について具体的に法令等が定められてお り、それに従い運用している。 ・安全管理措置のガイドラインを遵守している。 ・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、 必要な情報以外を参照又は更新できないよう業務アプリケー ションで制御を行っている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 ・課税資料の様式については、届出者・申請者等が記載する 箇所を事務処理に必要な項目に限定するよう、様式を定めて いる。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は 「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の 情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参 照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアク セスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可 能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入 手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で 管理しており、システム間のデータ移動等においても対象 者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ④宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連 携されることのないよう設計を行っている。	-			
2	必要な情報以外を入手することを防 止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手す ることを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の 目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要か つ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。	-		十分である	
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の 情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参 照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアク セスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可 能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情 報以外の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で 管理しており、システム間のデータ移動等においても特定 個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図ってい る。 ④宛名番号をキーとした情報連携により、別人の情報が連 携されることのないよう設計を行っている。	-			
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク								
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われ るリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本 台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人 あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の 提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われ ていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の本人 確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目 的を説明している。 ③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行え ないルールを定め実施している。 ④窓口及び区民情報系基盤システムからの特定個人情報 入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員 に適切な対応方法を周知徹底している。	-		十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号 カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請 の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード等の提示 を求め、本人確認を行うこととしている。 ・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、 必要な情報以外を参照又は更新できないよう業務アプリ ケーションで制御している。

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
				システム	【区民情報系システム（収納）等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②予め許可された業務・システムに限定した収集方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で入手が行われないようにしている。				・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。 ③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め、確認を徹底する。	－		十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行うこととしている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカードと顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、マイナンバーカード及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。	－			
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的なチェックを行う。	－			
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②個人番号以外のその他識別番号(内部番号)、5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)により複合的なチェックを行う。	－			
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ③個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的なチェックを行う。	－			
8	・その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			
－	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①収納関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰とされている。	－		十分である	・地方税の事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密の漏えい等をした場合においては、厳罰とされており漏えいを抑止している。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。	－			
－	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク								

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
10	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用								
-	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク								
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。				
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①事務に必要な情報項目(大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審査会への報告を行った項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。				
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。			十分である	・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。 以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。				
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。

以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ②離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。 ③自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ④パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ⑤職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。		行っている	
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。 ②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。			
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。 ②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。 ③人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。		行っている	
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(ユーザID及びユーザIDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。			
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①職員の異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課にて同課が管理する認証基盤に設定する。 ②非常勤職員、委託職員の権限は、業務主管課の申請によりシステム管理者が審査・承認し、交付している。そのアクセス権限は、委託業務の内容により制限されている。		行っている	
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定(ユーザID及びユーザIDと紐づけられた生体情報と暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。			
				システム以外	①申請書等は、收受処理後、種類、收受日ごとに整理し、適切に管理された鍵のかかる書庫に保管している。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。			
職員・非常勤・委託職員を問わず、権限の無い者による不正利用防止策を認証のための手順、IDの管理、パスワードの管理を厳格に行っている。								
以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。								

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。	-	記録を残している		
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:従業者が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。 ・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。			十分である	・セキュリティ研修を実施し、職員に対する教育を行っている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、従業者が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。				
－	リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定め実施している。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定め実施している。			十分である	・個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外にコピーすること、記録するための外部記憶媒体についてルールを定めて運用している。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。				
－	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
－	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク委託契約終了後の不正な使用等のリスク再委託に関するリスク								
22	情報保護管理体制の確認	委託先における情報保護管理体制の確認を行うこと	【確認方法】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することを契約で定め実施している。 ③システム運用・保守の外部委託先(IDC受託事業者)に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させることを契約で定め実施している。	－		十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルール化が行われている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①委託契約書において、要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。また、作業者については、生体情報の登録の同意書の提出を義務付けている。	－	制限している		
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①委託作業内容ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。	－			
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①委託事業者が派遣する作業員全員に生体情報の登録を義務付けている。	－	記録を残している		
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①個人(ID)と生体情報の組み合わせにより作業者を特定し、操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。	－			
25	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－	定めている		
26	特定個人情報ファイルの提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること(委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	【確認方法】	システム以外	①委託先へ特定個人情報ファイルの提供が発生の度、セキュリティ管理者の事前承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②定期的に個人情報及び機密情報の管理状況、履行状況について報告を受けている。	－			
27	特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルール内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定め実施している。	－	定めている		
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	①個人情報の取扱いに関与する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「個人情報及び機密情報の保護」「受託業務以外の利用禁止」「複写及び複製の禁止」等のセキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ②大田区で定めたセキュリティ要件を明記した契約を締結している。	－	定めている		
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者(納税課長)に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	－	十分に行っている		

・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルール化が行われている。

・IDごとに操作ログを記録している。

以上のことから、委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル				システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置						評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
30	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－				
－	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
31	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			－	

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)							
-	リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク							
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	-	-		
				システム	-	-		
33	特定個人情報の提供・移転に関する ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	-	-		
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		
-	リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク							
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		
				システム	-	-		
-	リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク							
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		
				システム	-	-		
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 <				

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク							
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報 が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 <				

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク5:不正な提供が行われるリスク								
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不正な提供が行われるリスクの抑止を図っている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤特に、中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	－			
－	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク								
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で提供されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、本稼動前に動作検証を実施する。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ取込み等においても不適切な方法で提供されるリスクの抑止を図っている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	－			
－	リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリスク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまうリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行った項目のみシステム改修・データ連携を開始している。 ②税務システムにおいて賦課決定又は更正を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認していることで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防いでいる。 ③万が一内容に誤りがあった場合は、職権により収納情報を作成・修正することに対応している。	－		十分である	・個人情報を入手の際、本人確認のルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、どういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えいを防いでいる。 以上のことから、誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①他業務への提供・移転はシステム連携機能を介してのみ実施される。手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、誤った相手に特定個人情報を提供・移転することを防いでいる。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	－			
－	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			-

別記第4号様式の2（第4条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
－	7. 特定個人情報の保管・消去								
－	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
46	①NISC政府機関統一基準群	－					政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①課税課及び納税課それぞれにセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報をはじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。 ②税務システムのシステム管理者を置き、システム管理者は税務システムにおける情報セキュリティ等に関する権限及び責任を有するルールを定めている。	－	十分に整備している	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し	－	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	－	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち出し禁止 ・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ※特定個人情報を取り扱う機器で利用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。 ②収納管理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「 6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。	－	十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。	－	十分に行っている		
				システム	【区民情報系システム（収納）等】 ①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	－			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。	－	十分に行っている		
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的（日次）なバックアップを行っている。	－			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順について、以下のように規定している。 連絡報告ルート 第一次発見者→納税課セキュリティ担当及び納税課セキュリティ担当係長→納税課長→区民部長・情報セキュリティ対策担当課長及び情報政策課長 報告内容 発生日時・発見日時・発見者・事故障害のあった対象・事故障害の概要・実施済みの応急処置・業務への影響の有無 影響範囲・原因等	－	十分に行っている		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	－	－			
			【再発防止策の内容】	システム以外	－	－			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	収納管理台帳ファイル				システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	－	保管している		
				システム	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	－			
56	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	収納管理台帳ファイル			システム名称	税務システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外 ①システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。) ②賦課決定後に修正が発生した場合の、手入力によるデータ更新手順を定め実施している。	－		十分である	・データを最新のものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 ②保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	－			
－	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外 ①保存年限を過ぎた税情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。 ②保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。	－	定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置について大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
			システム	【区民情報系システム(収納)等】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削除)する。	－			
59	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－			
－	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク							
60	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。	－		－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等)の提示を求め、確認を徹底する。 ③代理人による申請の際は、委任状のほか、に、代理人の顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。 ④個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示を求め確認を徹底する。	-		十分である	・個人情報の収集について具体的に法令等で定められており、それに従い運用している。 ・システム面の対策としては組織ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照又は更新できないよう業務アプリケーションで制御を行っている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても対象者以外の特定個人情報の入手の抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①本人又は本人の代理人、国税庁及び市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び市区町村としか繋がっていないことから、国税庁及び市区町村から送信される情報以外は入手できない。 ②市区町村から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	-			
2	必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手することを防止するための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。	-			
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ②個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 ③操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報のうち、必要な情報以外の入手の抑止を図っている。 ④滞納管理システムのデータは、税務システムから入手している情報で作成され、必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない。 【eLTAXシステム】 ①国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。	-			
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口においては、本人確認のため、顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、代理人の顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、又は複数の官公庁発行の資格証等の提示を求め、確認を徹底する。 ③個人番号による本人確認の場合、マイナンバーカードの提示の求め、確認を徹底する。 ④国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。 ⑤地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。	－		十分である	・窓口における対面での申請書等受領の際には、個人番号カード等の提示を求め、本人確認を行う。代理人による申請の際は、委任状のほかに代理人の個人番号カード又は通知カードの提示を求め、本人確認を行うこととしている。 ・特定個人情報の安全管理措置を遵守している。 ・IDごとに操作ログを記録している。 ・滞納整理関係の書類については改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠のできる書庫に保管している。 以上のことから、入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口でマイナンバーカードと顔写真入り身分証明書(運転免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格証及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。 ②代理人による申請の際は、委任状のほかに、個人番号カード及び個人番号確認書類等の提示の求めを徹底し、個人番号の真正性を確認する。 ③国税連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、市区町村が入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(提供を行う者自身の真正性確認は「①本人又は本人の代理人」と同様である。)	－			
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①税務システムから連携される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみが税務システムへデータ連携されたものである。 ②個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的なチェックを行う。	－			
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられている。 ③地方税外部連携システム(eLTAX)で市区町村から入手する情報は、照会回答を行ってきた市区町村が入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁及び市区町村に委ねられている。	－			
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ③個人番号とその他識別番号(内部番号)を利用し、複合的なチェックを行う。	－			
8	・その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①滞納整理関係書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体(外部記録媒体含む)及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には適切に管理された鍵で施錠できる場所で保管している。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④地方税の事務に従事している者又は従事していたものは、これらの業務に関して知り得た秘密を漏えい等した場合には、厳罰とされている。			十分である
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報が漏えい・紛失するリスクの抑止を図っている。 ③滞納管理システムから他のシステムへ直接アクセスすることができない。 【eLTAXシステム】 ①国税庁からeLTAXシステムで入手する場合、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ②市区町村からeLTAXシステムで入手する場合、市区町村から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ③国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)で取り扱うデータは、閉域網であるLGWANを通じて暗号化されたデータを大田区が受信したものである。			
－	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク							
10	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	－	－		－

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	3. 特定個人情報の使用								
-	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク								
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携を開始する前に、大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告している。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ④国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、滞納管理システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-			
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①事務に必要な情報項目(大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審査会への報告を行った項目)のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、税務システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定め実施している。 ②システム改修・データ連携する項目は大田区情報セキュリティ部会の承認及び大田区情報公開・個人情報保護審議会へ報告を行っている。なお、報告するデータ項目は事務で必要な項目のみである。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定め実施している。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ⑤審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)から受信したデータは、税務システムとのみ、個人特定の紐付けを行う。審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)と税務システム間のデータ移動は、区民情報系端末で操作し、外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。	-	十分である		・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。 以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①滞納管理システムは税務システムのみデータ連携が可能である。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、対象者以外の情報以外を参照又は更新できないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 【eLTAXシステム】 ①他のシステムとの情報連携は行っていない。	-			
13	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

・目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けを防止するための法令等や基準が規定されていること、システムの設計上、必要な情報以外を参照できないよう制限している。

以上のことから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ②離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロック又はログオフをしなければならないルールを定め実施している。 ③自己が利用しているユーザIDは、他人に利用させてはならない、また他人のユーザIDを利用してはならないルールを定め実施している。 ④パスワードは規定に従い、大文字、小文字、数字や記号を織り交ぜた第三者が類推することが困難な強度の高いものとし、定期的に変更するルールを定め実施している。 ⑤職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定め実施している。 ⑥審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は事務担当者に限定し、必要最低限の権限を付与している。 ⑦審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)の認証に用いるIDのパスワードは年1回以上変更しなければならないルールを定め実施している。	－	十分である	職員・非常勤・委託職員を問わず、権限の無い者による不正利用防止策を認証のための手順、IDの管理、パスワードの管理を厳格に行っている。 以上のことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。 ②無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の利用には、生体認証(顔認証)、ID及びパスワードによる認証機能を設けている。 ②審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用機能により、ID毎の利用履歴(ログ)を取得している。	－		
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除している。 ③国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)のアクセス権限の付与は必要な業務のみとし、セキュリティ管理者が付与している。 また、権限を有していた職員が異動・退職をした場合、セキュリティ管理者は、速やかに失効処理する。	－		
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。	－		
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①設定されたアクセス権限が適切であるかアクセス権限一覧表等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理として、利用されていないユーザIDが放置されないよう、定期的に点検している。	－		
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。	－		
				システム以外	①滞納管理システムから発行された照会文書は、自動的に記録される仕様となっている。また、照会後の書類等は不正に改ざんされないよう、適切に管理された鍵で施錠できる書庫に保管し、許可された職員のみ情報を扱う。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受ける。	－		

別記第4号様式の2（第4条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 （評価書に記載すべき内容）		備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム	【区民情報系システム（滞納）等】 ①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等を含めて追跡可能な形式で管理している。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。 【eLTAXシステム】 ①審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）の運用機能により、ID毎の利用履歴（ログ）を取得している。	-			
18	その他措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
－	リスク3:従業者が事務外で使用するリスク								
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	(全般)システム利用職員への研修において、下記のシステム対策や他自治体での事例等を紹介し、事務外利用の禁止等について周知・徹底する。 ①法令等において事務の目的以外で利用してはならないことを定め実施している。 ②情報セキュリティルールにおいて、事務外での利用禁止を次のように定め実施している。 ・対象情報システムは、収納業務以外の目的には使用しない。 ・対象情報システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外的のコピーを禁止する。 ・職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し遵守させる。 ・アルバイトや派遣職員を雇用する際は、業務上知りえた情報の業務外利用の禁止事項を説明し、禁止事項に関する条項を含めた誓約書(臨時職員にあたっての確認書)を署名・捺印してもらっている。	－		十分である	・セキュリティ研修を実施し、職員に対する教育を行っている。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、従業者が事務外で使用するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクの抑止を図っている。	－			
－	リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外的のコピーを禁止するルールを定め実施している。 ②外部記録媒体は金庫に保管し、使用の際は、使用者、情報の内容、使用端末の種類を使用簿に記入し、使用後はデータの消去を行ったうえ管理者の確認を受けるルールを定め実施している。	－		十分である	・個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的外にコピーすること、記録するための外部記憶媒体についてルールを定めて運用している。 ・IDごとに操作ログを記録している。 以上のことから、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。 ③許可済みの外部記録媒体へのみ書き出しが認められ、書き出しを行ったファイルは情報資産システムにより記録されている。	－			
－	特定個人情報の使用におけるその他のリスク								
21	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	システム	－	－		－	－

別記第4号様式の2（第4条関係） 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先により再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者（納税課長）に提出し、承認を得なければならないルールを定め実施している。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	-	十分に行っている		
30	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
31	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)								
-	リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク								
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①eLTAXシステムの場合は、システム以外での提供及び移転は行わない。	-	記録を残している	十分である	・提供(番号法19条(情報ネットワークシステム))・移転(番号法9(庁内連携)条2項)に関しては定めがあるとおりルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理している。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、システム間のデータ移動等においても追跡可能な形式で管理している。 【eLTAXシステム】 ①国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び市区町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。	-			
33	特定個人情報の提供・移転に関する ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ②国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ③国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	-	定めている		
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			
-	リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク								
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	-		十分である	・システムにより、取り扱える個人情報を制限し、こういった業務が行われたか記録を取り、情報の漏えい等を防いでいる。 以上のことから、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①生体認証(顔情報)及びパスワードによる認証を行っている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を制限している。 ③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。 ④操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	-			

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転するリスク							
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な内閣総理大臣が定める基準に従って行うルールを定め実施している。	-		十分である
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 ②操作端末単位の操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、システム間のデータ移動等においても、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図っている。 【eLTAXシステム】 ①国税連携システム(eLTAX)及び地方税外部連携システム(eLTAX)を使用して、国税庁及び市区町村に特定個人情報の提供処理を行う場合、作業者と承認者のアカウントを分けることでダブルチェックを徹底している。 なお、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	-		
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク							
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-		-
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続							
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク							
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク5: 不正な提供が行われるリスク							
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-	-		-
				システム	-	-		
-	リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク							
44	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、誤った特定個人情報を提供してしまうリス	【措置の内容】	システム以外	-	-		-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
44	リスクに対する措置の内容	ク、誤った相手に特定個人情報を提供してしまう リスクに対する措置を講じること	【措置の内容】 システム	-		-			
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク								
45	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			-

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム	
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	7. 特定個人情報の保管・消去								
－	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
46	①NISC政府機関統一基準群	－					政府機関ではない		
47	②安全管理体制	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制を構築すること	【整備状況】	システム以外	①納税課にセキュリティ管理者を置き、セキュリティ管理者は保有又は使用する特定個人情報をはじめとする個人情報に対する管理責任を負うルールを定めている。	－	十分に整備している	十分である	・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。
48	③安全管理規程	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理規程を整備すること	【整備状況】	システム以外	①大田区のセキュリティ対策において、次の事項を規定している。 ・情報セキュリティ管理体制 ・情報資産の分類及び管理 ・人的な情報セキュリティ対策 ・物理的な情報セキュリティ対策 ・技術的な情報セキュリティ対策 ・運用における情報セキュリティ対策 ・評価・見直し	－	十分に整備している		
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	－	十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち出し禁止 ・適切で管理された鍵で施錠できる書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ※特定個人情報を取り扱う機器で利用できる区民情報系ネットワークは、内部情報系・外部接続系のネットワークから分離されており、外部記憶媒体の利用を大幅に制限している。 ②滞納整理関係書類等は、適切に管理された鍵で施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③端末等は、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定・管理区域への入退室管理など物理的対策を講じている。 ④認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。	－	十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定め実施している。 ②認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器上で保管しており、保管場所への立ち入り制限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記載したとおり厳格に行っている。	－	十分に行っている		
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①端末にウィルス対策ソフトを導入し、ウィルス定義ファイルの更新及びウィルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。	－			
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。	－	十分に行っている		
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。	－			
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①セキュリティ事故及びシステム障害を発見した場合の手順について、以下のように規定している。 連絡報告ルート 第一次発見者→納税課セキュリティ担当及び納税課セキュリティ担当係長→納税課長→区民部長・情報セキュリティ対策担当課長及び情報政策課長 報告内容 発生日時・発見日時・発見者・事故障害のあった対象・事故障害の概要・実施済みの応急処置・業務への影響の有無 影響範囲・原因等 ②認定委託先事業者での事故発生時はマニュアルを作成しメール及び掲示板にて周知及び事故への対策を行っている。	－	十分に行っている		
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	－	－			
			【再発防止策の内容】	システム以外	－	－	発生なし		

・個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。

以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と評価する。

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	滞納管理台帳ファイル				システム名称	滞納管理システム
項番	評価基準		措置					評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	-	保管している		
				システム	生存者と死者と区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	-			
56	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-	-			

【全項目評価書版】								
評価書番号 及び 評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	滞納管理台帳ファイル			システム名称	滞納管理システム
項番	評価基準		措置				評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
－	リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定め実施している。 ②システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定め実施している。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。 ③納付交渉や財産調査のために帳票の出力記録は、自動で日時を取得し、随時追加されていく。 ④eLTAXシステムで受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。	－		十分である ・データを最新のものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①滞納管理システムは税務システムと連携しており、情報に異動があった場合は更新処理を行っている。 【eLTAXシステム】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、資料を廃棄(ディスクから削除)する。	－		
－	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①基準に基づき、会計年度ごとに保存し、保存年限を経過したものは定期的に溶解処理を行っている。 ②個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年であるが、滞納者の時効中断等によりこれを超過する場合があるため、徴収後、不能欠損後5年を経過したデータについて、手動によるデータ削除を行う。 ③審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する職員が手作業でデータを消去する。	－	定めている	十分である ・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置について大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。
				システム	【区民情報系システム(滞納)等】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否を判断し、資料を廃棄(ディスクから削除)する。	－		
59	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	－			
－	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク							
60	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。	－		

様式4 評価補足シート

【全項目評価書版】									
評価書番号及び評価書名	4	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書							
項番	評価基準		措置				評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	
Ⅳ その他のリスク対策									
-	1. 監査								
-	監査								
1	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを評価担当部署において自己点検すること	【具体的なチェック方法】	システム以外 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル ①大田区のセキュリティ対策において毎年度の自己点検を実施している。 ・実施計画の立案 ・自己点検の実施 ・点検結果の報告 ・結果に基づく改善	-			十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、自己点検の具体的なチェックは「十分に行っている」と評価する。
2	監査の具体的な内容	評価書に記載したとおりに運用がなされているか、およびその他特定個人情報ファイルの取扱いが適正かを監査すること	【具体的な内容】	システム以外 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル ①大田区のセキュリティ対策において毎年または必要に応じての監査を実施している。 ・監査計画の立案 ・委託先に係る監査 ・監査結果への対応 ・監査結果の保管	-			十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、監査は具体的な内容で「十分に行っている」と評価する。
-	従業員に対する教育・啓発								
3	従業員に対する教育・啓発の具体的な方法	特定個人情報を取扱う従業員等に対して、特定個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を行い、違反行為を行った従業員等に対して措置を講じること	【具体的な方法】	システム以外 1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車税管理台帳ファイル、3. 収納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳ファイル ①毎年、大田区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、必要のない情報にアクセスしないなどの教育をすることでセキュリティ意識を高めている。	-			十分に行っている	・従業員等に対して、個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するための措置が大田区のセキュリティ基準等が体系的に整理され、実践されており、その中で定期的な検証が行われている。 以上のことから、従業員に対する教育・啓発は具体的な内容で「十分に行っている」と評価する。
-	その他のリスク対策								
4	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	安全性の危殆化に対応するため、「大田区セキュリティ事故対応チーム」を設置し、インシデント発生時の迅速な対応を整える。	-			-